被災宅地危険度判定士の登録等フロー図

判定士登録の対象者

・京都府内に居住地又は勤務先の所在を有する者で京都府被災宅地危険度判定士登録要綱第３条に規定する要件に該当する者

↓

判定士養成講習会　【提出図書：受講申込書】

・講習会を修了した者

↓

判定士登録申請　【提出図書：登録申請書(第１号様式)、資格要件申告書(第２号様式)、実務経験証明書(第３号様式)その他必要書類】

・知事に登録申請書等を提出する。

↓

登録証の交付

・知事が申請者に登録証を交付する。
・知事は判定士名簿に登載する。

→ **登録事項の変更**　【提出図書：名簿記載事項変更届(第５号様式)】

・氏名、住所、勤務先等の変更があれば、知事に変更届を提出する。

→ **登録の更新**　【提出図書：登録更新申請書(第６号様式)】

・登録の有効期間（５年）終了までに講習会を修了し、知事に更新申請書を提出する。

→ **登録証の再交付**　【提出図書：登録証再交付申請書(第７号様式)】

・登録書を紛失・汚損した場合、知事に再交付申請書を提出する。

→ **登録の辞退**　【提出図書：登録辞退届(第８号様式)】

・辞退する場合、知事に辞退届及び登録証を提出する。

→ **登録知事の変更**

・他の都道府県知事の登録を受けていた判定士が、府内に居住及び勤務する場合、京都府知事に変更届を提出する。
・京都府知事は申請者に登録証を交付し、変更前の知事に通知する。
・京都府知事の登録を受けていた判定士が、他府県に居住及び勤務する場合、当該都道府県の規定に従い必要書類を提出する。
・当該都道府県知事から書類受理の通知があれば、辞退届があったものとみなす。

→ **登録の取消**

・判定士としてふさわしくないと認めた場合、知事は登録を取り消すことができる。